

令和8年度の事業推進について

令和7年度島根県福祉サービス第三者評価推進委員会

島根県健康福祉部地域福祉課
福祉基盤・指導監査スタッフ

1 事業周知及び受審促進について

令和7年度の取組みを引き続き推進します。

① 社会福祉法人指導監査説明会等における受審勧奨

県地域福祉課が主催する県内全ての社会福祉法人を対象とした指導監査説明会・研修会並びに介護保険事業者や障がい福祉関係者への集団指導の際に、第三者評価事業について説明し、受審を呼び掛ける。

② 指導監査時における説明・指導

地域福祉課及び各事業担当課が実施する社会福祉法人、社会福祉施設、事業所の指導・監査時に受審勧奨を行う。

1 事業周知及び受審促進について

令和7年度の取組みを引き続き推進します。

③ 受審ステッカーの配布

受審済の施設、事業所に「しまねっこ」受審ステッカーを配布し、PRを促す。

(表示可能期間 社会的養護関係施設3年間 そのほか施設・事業所5年間)

サービスの向上に取り組んでいます

令和
年度

島根県福祉サービス
第三者評価受審済



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島根県庁館第4247号

＜参考＞指導方針・報酬改定等の動向

高齢者分野(一部除く)・障がい分野について

H30年度から利用者申込者に対して、サービス選択のための必要な重要事項の項目として「第三者評価の実施状況」が追加。利用契約前に取り交わす重要事項説明書に「第三者評価実施の有無や評価結果の開示状況等」について記載するよう指導を行っている。

障がい分野について

令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする「スコア方式」に見直され、「支援力向上」の指標に、第三者評価の受審状況（「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」）が盛り込まれることになった。

また、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において【共同生活援助における支援の質の確保(地域との連携)】で示された「各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組を義務付ける」とことと福祉サービス第三者評価の位置づけと取扱い方針について福祉サービス第三者評価の仕組みは引き続き活用を促すことから、第三者評価を受審している場合は、当該年度において地域連携推進会議の実施は免除することができることとされた。

2 各種研修の実施について

① 評価調査者養成研修

対象 評価調査者の活動を希望する者

内容 評価の実施に必要な知識や手法等の習得

→受講後、調査者資格2年間付与

② 評価調査者継続研修

対象 調査者資格の有効期限を迎える評価調査者

内容 調査員として継続するために必要な知識の付与及び資質の向上

→受講後、調査者資格3年間付与

③ 評価機関更新時研修

対象 認証更新を迎える評価機関所属の評価調査者

内容 評価機関認証の更新のための研修

→受講後、評価機関認証期間3年間延長

④ 指導者研修

対象 県が開催する①②の研修講師就任予定者

内容 県内で研修するために必要な知識及び技術を習得すべく、
全社協開催の研修に派遣